

(様式3)

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣結果報告書

都道府県名	山口県	市町村名		大学名	
派遣日	令和3年1月14日(木曜日)				
実施方法	※いずれかに○をつけてください。 派遣 / 遠隔				
派遣場所					
アドバイザー氏名	福岡県福岡市立松島小学校 校長 西村 綾子				
相談者	山口県教育庁義務教育課 指導主事 櫻井 健一郎				
相談内容	令和2年度外国人児童生徒等教育オンライン研修会 14:00~16:00 ・講義「日本語指導が必要な児童生徒の指導及び支援体制の在り方について」 ・質疑応答				
派遣者からの指導助言内容	<p>○日本語指導が必要な児童生徒等の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none">・管理職、日本語指導担当教師、行政等の役割を確認し、何に困っているのかという現場の声を行政に届けることができるように連携を取っていくこと。・尋ねたいことをリストアップし、記録用紙を作成しておくこと。・学校のことを説明できるものを準備しておくこと。・関係機関との連携を図っておくこと。 <p>○日本語指導を始めるにあたって</p> <ul style="list-style-type: none">・日本語指導が必要な外国人児童生徒等からすると、自分たちの意思ではない環境・状況の変化であることを理解しておくこと。・大人は母語が確立しているため、日本語への転換が可能で、今までの社会経験等から日本での生活に対応しやすいが、子どもはそうではなく、日本で生活する上での様々な課題をクリアするためには、日本語指導が必須であることを理解しておくこと。・生活場面で必要とされる言語能力(生活言語)が年齢相当になるまでにかかる年数は1~2年、学習場面で必要とされる言語能力(学習言語)が年齢相当になるまでにかかる年数は5~7年であることを理解しておくこと。・子どもは「十分ではない日本語で学習に参加する力」を身につける必要があり、教員は「十分ではない日本語力」でも参加できる授業を工夫することが必要であること。 <p>○日本語指導の実際</p> <ul style="list-style-type: none">・「面談・測定」→「判断」→「指導計画作成」→「指導・評価」→「日本語指導終了」・「面談・測定」では、既習経験や生活背景、来日の目的等の聞き取り、日本語能力の測定、今後の日本語指導についての指導助言を行うこと。・「判断」では、日本語指導が必要かどうか、どの段階の指導が必要かを判断すること。段階としては、サバイバル日本語、日本語基礎、技能別日本語、日本語と教科の統合学習、教科の補習等がある。・「指導計画作成」では、子どもの実態を4技能別や学校生活への適応状況等を明記し、				

目標、指導の段階等を計画すること。

- ・「指導・評価」では、面談を誰が行い、インタビューやテスト等を用いて、どのように評価するのかを明確にしておくこと。

○日本語指導事例

- ・「こんな子どもだから」「こんな学習活動を」「こんなねらいで」行うことができるように、それぞれを明確にしておくこと。

- ・サバイバル日本語段階の子どもに対して

「こんな子どもだから」－日本語レベル、出身国、性格等

「こんな学習活動を」－1時間の流れをパターン化、体験を通した学び等

「こんなねらいで」－教室でよく使われる言葉の意味が分かるように

安心して教室にいられるように

知って、使えるように

- ・日本語基礎段階の子どもに対して

「こんなねらいで」－分からないことを尋ねる際の表現を知り、使えるように

交友関係を広げられるように

- ・日本語と教科の統合学習段階の子どもに対して

a. 子どもがつまづく要因を明確にし、それに対する支援を行うこと

子どもがつまづく5つの要因

- 1 学習内容そのものが未習得、未経験
- 2 母国との学習形態や指導方法の相違
- 3 日本の生活習慣等に関する知識不足
- 4 発話を聞き取る力の不足
- 5 理解できた内容を表現する力の不足

直接支援

- ・理解支援（言い換え、視覚化、対比等）
- ・表現支援（選択肢、モデル等）
- ・記憶支援（視覚化、音声化、連想等）

間接支援

- ・自律支援（自分で学習する力を高める）
- ・情意支援（学習への動機づけ）

b. 指導者が教科の目標と日本語の目標を意識化すること。

c. 以下の授業づくりの視点を共有すること。

- ・子どもは有意味な文脈で学ぶ
- ・子どもは自分の考えをもっている
- ・子どもは対話で考えを深められる
- ・考えるためには材料が要る
- ・すべ（方略）は必要に応じて使うことができる
- ・学び方は繰り返し振り返って自覚できる
- ・教師や学校に学び合いの文化があると、より学びやすくなる

(国立教育政策研究所(2014)『教育課程の編成に関する基礎的研究報告書7 資質や能力の包括的育成に向けた教育課程の基準の原理』～から引用。)

- ・外では日本語のシャワーを浴びているため、家庭では母語をしっかりと使って、母語を大切にしてほしいことを伝えること。

(様式3)

相談後の方針の変化、今後の取組方針等	<ul style="list-style-type: none">・現場の声が県に届くように、各市町教育委員会との連携を今まで以上に密にする。・学校のことを多言語で説明する資料の例を、各市町教育委員会に示す。・関係機関のサポート事業等を確認し、各市町教育委員会に周知する。・来年度以降も県教委主催外国人児童生徒等教育研修会を開催し、日本語指導が必要な児童生徒等の指導及び支援体制の在り方等について県内に広めていく。・学校訪問等で、日本語指導の実践事例を集約する。
--------------------	--

1枚にまとめる必要は、ありませんので、詳細に記載願います。なお、本報告書の内容は、文部科学省ホームページで公開いたします。